

清水町営公衆浴場条例（平成7年清水町条例第6号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第4条 浴場を利用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。<u>ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 浴場を利用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。